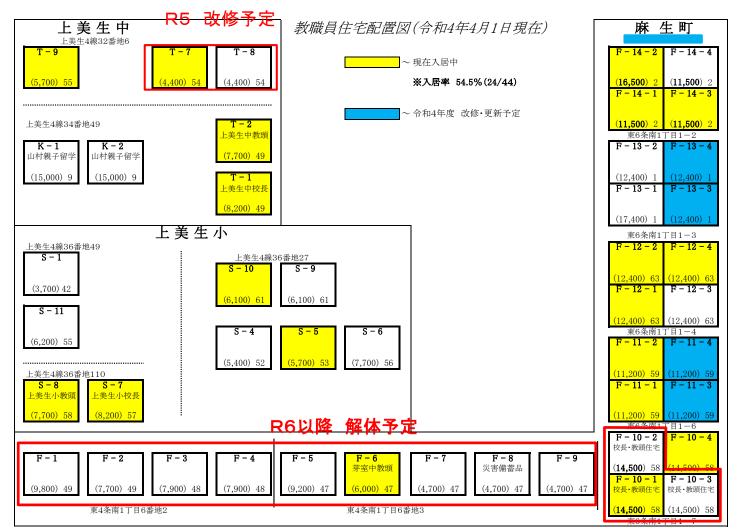
教員住宅管理事業について

- 1 令和4年事業内容について
- (1) 麻生町教職員住宅物置更新工事(F14) 予算 2,629 千円
- (2) 麻布町教職員住宅浴室改修工事(F-11-3、F-11-4、F-13-3、F-13-4) 予算 6,721 千円
- 2 管理者住宅管理計画の流れ
- (1) 令和元年 12 月時点(芽室町教員住宅の在り方基本方針「計画期間 R 2 R 7」) 麻生町の管理者住宅を解体し、同敷地内に新たに 6 棟(芽小・芽中・西小各 2 棟) の管理者住宅の新設を計画。
- (2) 令和3年10月時点

校長会との協議を踏まえ、令和4年度実行計画理事者ヒアリングの整理の中で、町 財政の財源等を考慮し管理者住宅6棟についての新設を見送る方針となる。

<協議内容等>

- ○学校施設管理上等の緊急対応ができると学校長が判断した場合は、概ね30分程度で通勤可能な距離(冬季間の道路状況も加味し検討)に居住することができるとした。なお、校長、教頭のどちらかが30分程度で通勤可能な距離に居住できる場合は、もう一方の管理者の通勤時間の制限は設けないとして整理。
- ○麻生町の一般職員向けのF-10-1、F-10-2、F-10-3(芽小・芽中・西小各 1 戸) を管理者住宅として確保。
- ○令和6年度以降に麻生町管理者住宅等9棟の解体を予定。
- ○令和7年度以降に新工町管理者住宅2棟の解体を予定。
- (3) 管理者住宅跡地の利用について 教育財産または行政財産としての利用を全庁的に検討。
- (4) その他の管理者住宅について
 - ア 芽室南小学校、芽室西中学校の管理者住宅は当面、最小限の修繕を継続。 イ 上美生小学校、上美生中学校の管理者住宅は改修を継続。
- 3 一般教員住宅について
- (1) 麻生町一般教員住宅は、修繕を行いながら継続。
- (2) 芽室西小学校一般教員住宅10棟は令和7年度以降に解体を予定。
- (3)上美生小中学校一般教員住宅は、改修を継続。令和5年度には上美生中一般教員住宅屋根・外壁改修工事を予定。(T-7、T-8)



管理者用住宅(3戸)

